



福井 節子 議員

コロナ禍に負けない
市民生活の支援継続を

問 憲法25条は「健康で文化的な生活」を保障している。

酷暑に電気代補助を。

答 最低限の生活を保障するもので、経費は保護費の中で対応するよう助言します。

らに増加していくと考えております。

問 憲法25条は「健康で文化的な生活」を保障しており、生活保護申請はその市民生活を保障した制度であるとの認識を問う。

答 健康福祉部長

生活保護制度は必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としており、そうした認識のもと、丁寧に、きめ細かく対応しています。

問 近年の酷暑は命に関わり、エアコン設置や夏季加算が必要では。

答 健康福祉部長

生活保護制度は国の制度で、

基準は様々な要素を考慮し判断されているものと考えています。エアコンの使用経費は、保護費の中で対応出来るよう生活設計の助言を行っております。昨年5月に国からの意見照会があり、気温上昇に伴う光熱水費の増加が生活保護世帯の生活を圧迫している状況を意見したところです。

問 コロナ禍における困窮者支援と、継続は。

答 健康福祉部長

緊急小口資金の借入れはコロナの影響で増加、6月以降は生活再建のため総合支援資金に移行される方が多く、さ

問 コロナ禍で生活再建出来るか、1年据置き返済も、借入れは大きな負担になる。雇

答 健康福祉部長

個別に就労支援を行うほか、就労支援機関の担当者が定期的に意見交換を行い、有効な就労支援の検討を進めております。

問 コロナ禍の影響を、就学援助制度の申請要件に加えられるか。

答 教育指導部長

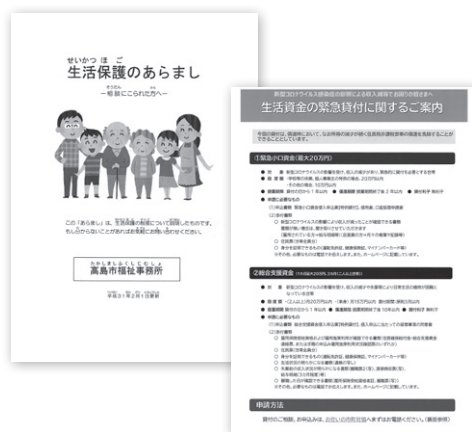
給付要綱に基づき、前年所得を基準にしており、申請要件の変更は考えておりません

が、市では様々な生活支援策を行っております。

問 経済的変化があり実施している市もある。柔軟な制度適用を。

答 教育指導部長

要件変更は考えておりませんが、市教育委員会では、保護者負担の軽減を図るよう各学校に指導しております。



その他の質問

- 新ごみ処理施設、宮前坊白紙撤回後の進捗を問う
- ヨウ素剤の事前配布に踏み切る方針を